

下問遷都之可否

ヲオコナヒシカバ、ハヤコノ事クヤシウナリニケリトイフ事ヲシリニキ。○中梅小路中納言ノ兩京ノサダメトテ、其時ノ人ノロニアリケリ。

(續日本紀十五)天平十六年正月庚戌任裝束次第司爲幸難波宮也。閏正月乙丑朔詔喚會百官於朝堂問曰恭仁難波二京何定爲都各言其志於是陳恭仁京便宜者五位已上二十三人六位已下百五十七人陳難波京便宜者五位已上一百三十人戊辰遣從三位巨勢朝臣奈氏麻呂從四位上藤原朝臣仲麻呂就市問定京之事市人皆願以恭仁京爲都但有願難波者一人願平城者一人。

(續日本紀十六)聖武天平十七年五月己未是日太政官召諸司官人等問以何處爲京皆言可都平城庚申遣造宮輔從四位下秦公島麻呂令掃除恭仁宮辛酉遣大膳大夫正四位下栗栖王於平城藥師寺請集四大寺衆僧問以何處爲京僉曰可以平城爲都。

(日本書紀四)元年正月己卯神渟名川耳○耳原脫一本補尊即天皇位都葛城是謂高丘宮。

(古事記中綏靖)神沼河耳命坐葛城高岡宮治天下也。

(日本書紀四)寧二年遷都於片鹽是謂浮孔宮。

(古事記中安寧)師木津日子玉手見命坐片鹽浮穴宮治天下也。

(古事記傳三十二)凡て書紀に遷都とあるはたゞ漢籍にならひて記されたるものにして實は後世の如く引遷されたるには非ず上代に御代ごとに都のかはれるは大方上代には皇子たちも御父天皇と同大宮には住坐すて多くは別地に住坐りしかば御父天皇崩坐て皇太子天津日嗣所知めせば其元より住坐る郷即都となれりしなりされば諸臣連たちなども多くは各其本郷に住めりしかば都城と云ても後世の如くこよなく大きになどはあらざりしかば何地にまれ元來住坐る宮ならがらに天下知しなり。

遷都例